

## 別表 1

## 長生園 短期入所生活介護 《 利用料 》

寝たきり等、常時介護が必要になり、在宅で介護が困難な高齢者（介護予防給付対象者を含む。）の一時的な利用に供し、生活全般の介護サービスを提供します。

併設型ユニット型(I) 利用者:看護・介護職員 = 3:1

(令和元年10月1日改正)

## (1)介護給付（1日当たりの利用料金）

(単位：円)

区 分	ユニット型個室	
	保険金額	利用料
要介護 1	6,840	684
要介護 2	7,510	751
要介護 3	8,240	824
要介護 4	8,920	892
要介護 5	9,590	959

## (2)介護予防給付（1日当たりの利用料金）

区 分	ユニット型個室	
	保険金額	利用料
要支援 1	5,140	514
要支援 2	6,380	638

## (3)加算料金（1日につき）

区 分	保険金額	利用料
緊急短期入所受入加算 ※必要に応じ加算する（14日間を限度）	900	90
若年性認知症利用者受入加算 ※必要に応じ算定する	1,200	120
送迎加算（片道につき）	1,840	184
長期利用者提供減算 （自費利用等を挟み実質連続30日を超える）	△ 300	△ 30
サービス提供体制強化加算(I)イ	180	18

## (4)介護職員処遇改善加算 I

加算率8.3%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

## (5)介護職員等特定処遇改善加算 I

加算率2.7%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

## (6)滞在費（1日当たり）

光熱水費相当 2,006円

## (7)食 費（1日当たり）

食材費・調理費相当（朝食）382円（昼食）505円（夕食）505円

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
- ・2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。
- ・所得階層に応じて負担限度額が設けられています。
- ・利用者の要望に応じて特別のサービスを提供した場合は、利用者の同意を得て別途に徴収する場合があります。